

令和5年度
第2回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和5年5月12日開会

高松市農業委員会

令和5年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和5年5月12日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階 大会議室

出席委員 17人（委員総数23人 但し、議席番号6番、23番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 8番 森口 憲司
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 24番 古川 浩平
- 25番 白井 一美

欠席委員 6人

- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 15番 河田 薫
- 16番 藤澤 鶴夫
- 18番 原田 和幸
- 22番 橋田 行子

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主任 主事 栗永 亘
- 主任 主事 多田 利浩
- 主 事 溝渕 勝久
- 河合 良治

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第11号 非農地証明願について
- 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び18条第1項の規定による開発計画に対する意見について
- 議案第15号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和5年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は23人中17人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、12番真鍋(芳)委員、13番佃(光)委員、15番河田委員、16番藤澤委員、18番原田委員、22番橋田委員の6名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は2番真鍋(俊)委員及び9番三好委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、貸人が自ら耕作するため、強化促進法に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、第3者へ所有権を移転するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容は、農地法第3条第1項許可申請所有権5番のとおりです。

3番、4番は、第三者が転用するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容は、農地法第5条第1項許可申請所有権8番のとおりです。

5番は、貸人が自ら耕作するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

6番は、第3者へ売却するため、農地法第3条に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容は、農地法第3条第1項許可申請所有権12番のとおりです。

議案書2ページを御覧ください。

7番、8番は、貸人が自ら耕作するため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、第3者へ売却するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容は、農地法第3条第1項許可申請所有権20番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番、2番は、所有者が自ら耕作するため、強化促進法による貸借について返還したもので、

返還条件はありません。

3番は、第三者へ売却及び転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。所有権移転の内容につきましては、農地法3条第1項許可申請所有権8番、同法第5条第1項許可申請所有権6番のとおりです。

4番は、第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。転用の内容につきましては、農地法第5条第1項許可申請所有権8番のとおりです。

5番から4ページの12番までは、所有者が自ら耕作するため、香川県農地機構を介した貸借について返還したもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください。

13番、14番は、第三者へ売却するため、香川県農地機構を介した貸借について返還したもので、返還条件はありません。所有権移転の内容につきましては、農地法第3条第1項許可申請所有権20番のとおりです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

本件は、令和5年1月12日付けで、道路拡幅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の変更により許可の取消願があったもので、取消後は、申請者が農地として利用するものです。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による

許可の取消願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書 7ページを御覧ください。

1番は、工場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、鉄工所を経営する申請者が、業績が順調なことから事業拡張のため工場を増築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成20年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、1番と同一申請者が、1番で工場用地として申請している同一地番の一部に非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、現在居住している住宅の老朽にともない、工場の維持管理を考慮し、利便性のある工場の隣を住宅の申請地としたもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成24年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地は周りの宅地分譲に合わせ分筆された農地であり、住宅の排水路として利用されて来たもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が近隣の病院より、駐車場用地としての借地の要望を受けて造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が地域住民の要望を受けて、公民館の北側にちょうさを保管する倉庫を建てたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年頃に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機材を保管する物置が必要となり、住宅の南に倉庫を建てたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成30年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が582.53平方メートルあります。

なお、土地所有者が急逝したため、奥様が子供の同意を得て相続人として申請しております。

7番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、北側敷地に住宅を新築するにあたり進入路の確保が必要となったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,247.50平方メートルあります。

8番は、7番の隣接地にあり同じ進入路用地として転用申請するものです。

申請者は、北側に新築する住宅敷地の7番申請者の共有者であり、住宅への進入路目的で転用理由と農地区分については適当であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の建築時土地の境界を把握していなかったため隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成元年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が708.83平方メートルあります。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、当初住宅への出入は西側から行っていましたが、道路幅が狭く利便が悪いため、東側に進入路を設置したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和50年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が843.90平方メートルあります。

議案書 8ページをお願いします。

11番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、介護事業を行っている隣接土地所有者

より、駐車場不足のため、駐車場の賃貸の申出があり、造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成23年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、父が、同居家族が増えたため、また、営農していくうえで、農業用機器が増えたため住宅及び車庫を増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が480.54平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

本件は、令和3年12月15日付けで工場敷地拡張として農地法第5条第1項の規定による転用許可申請をしていましたが、転用計画の変更による許可申請の取下願があったものです。**5条事業計画変更申請の取下願1番**に関連しています。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願について御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

本件は、令和3年12月15日付けで工場として農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請をしていましたが、転用計画の変更による申請の取下願があったものです。**農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願1番**に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請の取下願については受理することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書11ページをご覧ください。

1番は、平成29年11月17日付けで、共同住宅2階建2棟として転用許可を受けていましたが、住宅建築面積を変更し、許可後の事業計画変更申請をすることと、併せて**工事期間をR4年4月1日から令和5年4月30日に変更するため**許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和4年12月7日付けで、露天資材置場用地として転用許可を受けていましたが、工事期間を令和5年6月1日から令和5年12月31日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。なお、5条許可申請所有権5番と関連しております。

3番は、平成30年1月12日付けで、2階建4棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、**分譲住宅を2階建から平屋建てに計画変更したため、当初の計画より建築面積が増えたため**、計画変更をすることと、併せて工事完了日を令和2年6月17日に変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないよう

でありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、昭和46年5月27日付けで、住宅用地として転用許可を受けていましたが、仕事の関係で当該地での居住予定が無くなったことにより、今後の転用事業の遂行が困難となっていたことから、承継者が宅地分譲用地として利用するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。5条許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、令和4年3月2日付けで、サービス付き高齢者向け住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用者の資金不足により転用事業の遂行が困難となっていたことから、今回、新たな承継者が共同住宅を建築するため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。5条許可申請所有権2番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を三好委員から報告をお願いいたします。

三好委員 現地調査委員の三好です。

今回の特別現地調査委員は、真鍋（俊）委員と私の2名で、本日、午前中に現地調査を実施しました。

農地法第8条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が3件となっています。うち、2番、3番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、真鍋（俊）委員から報告申し上げます。

真鍋(俊)委員 現地調査委員の真鍋です。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、香川県立高松東高等学校西1.5キロメートルに在り、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬業許可を得て事業展開している転用事業者が、既存の従業員用及び事業用車両の駐車場並びにコンテナ等資材置場が手狭で、安全上支障が生じていることから、これを解消するため、本社事務所の隣接地を、新たな露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は南側が県道太田上町志度線に面し、交通の利便性が良く、また、本社事務所横で事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が1,052.38平方メートルあり、使用貸借に係る農地返還通知2番に関連しています。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立協和中学校南西600メートルに在り、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、国道11号線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、高松市立協和中学校南西500メートルに在り、2番同様、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、国道11号線に近く、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、住宅団地・共同住宅等により宅地化も進み、住環境に優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、用途廃止し、併用する農道が60.28平方メートルあります。

農地法第18条第6項の規定による通知3番、4番及び使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件であり

ます。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主事 議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申し上げます。

議案書 13 ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可後の承継を伴う事業計画変更1番と関連しております。

2番は、収益物件により資産運用を行う個人が、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請2番に関連しています。

なお、現況は造成済みですが、先の許可により造成を行いました。今回、農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請と同時に新たな転用申請を行っているため無断転用扱としないものです。

1番は、現在借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

3番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が28.00平方メートルあります。

4番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が457.84平方メートルあります。

5番の転用者は、計量器の製造・販売を営む法人が、露天資材置場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可後の事業計画変更申請2番と関連しています。

6番、7番、8番は、特別議案です。

議案書14ページを御覧ください。

9番の転用者は、現在、借家住まいで、家財等が増え、住居が手狭となるため、父所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が県道三木綾川線に接し、実家も近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3カ月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は分譲住宅・共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書 15 ページを御覧ください。

11 番の転用者は、自動車の販売業等を営む法人で、事業拡大に伴い、保有車両及び従業員の通勤車両等のための駐車場が不足しており、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が 2,206.28 平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 16 ページを御覧ください。

1 番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和30年に建築済ですが、追認許可を得るもので、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 351.32 平方メートルあります。

2 番は、建設業を営んでいる法人が、申請地の北側で花崗土を採取するのに際し、工事期間中の仮設工事用道路として令和5年5月15日から令和8年5月14日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、東及び南側が公衆用道路に接し、主要地方道三木綾川線に近く交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書 17 ページを御覧ください。

1 番の転用者は、現在、実家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、実家に隣接し、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、非農家の自己住宅の宅地拡張及び進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の

宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年に一部造成済ですが追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が491.47平方メートルあります。

3番は、既存の住宅が老朽化していることから、夫所有の農地を借り受けて、新たに農家住宅を建築するための、住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、隣接地に住宅を建築するもので、代替地の検討もされた結果、申請地は、子どもの住居に隣接しており、支援を受けやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、現在、借家住まいで子の成長に伴い、住居が手狭となるため、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、両親の老後のことも考え、実家にも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、現在、借家住まいで、居住スペースが手狭であるため、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地西側の道路を介して、実家に接しており、分家住宅建築後は、両親と共に農業に従事することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

以上、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権19件、賃借権2件、使用貸借5件、計26件について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有

権移転について御説明申しあげます。

議案書17ページを御覧ください。

所有権移転の案件について御説明いたします。

1番は、所有者の耕作不便により、隣接地に居住し、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、花を栽培するものです。

「全部効率利用要件」・「農作業常時従事要件」・「地域との調和要件」は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、果樹を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

4番、5番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

6番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻及び大根を栽培するものです。

7番は、所有者の高齢化に伴い一括贈与により、譲受人が取得するもので、取得後は、水稻、野菜を栽培するものです。

8番は、所有者の高齢化に伴う療養及び生活資金のため、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

9番、10番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、9番はイチジクを、10番はブロッコリー及びトウモロコシを栽培するものです。

11番は、所有者の通作不便により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、ブルーベリーを栽培するものです。

12番、13番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、12番はミカン、13番は柿を栽培するものです。

14番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、果樹を栽培するものです。

15番は、所有者からの遺贈により、譲受人が受贈するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。

16番から19ページの20番までは、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、16番はオリーブを、17番は果樹、18番、19番、20番は水稻を栽培するものです。

以上、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転20件御審議いただきますよう、よろしく御願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 農地法第3条第1項の規定によ
る許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第11号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書 11ページを御覧ください。

1番は昭和21年頃から井戸を水田の用水として利用しておりますが、非農地証明事務処理要
領「農地法の施工前から引き続き非農地にあったもの」に該当するものです。

2番は平成11年頃から、5番は平成5年頃、6番は平成3年頃から水路及び道路として、利
用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業
に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、
農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番、4番、7番は平成10年頃から、平成14年頃にかけて20年以上にわたり耕作放棄された
ため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕
作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農
地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第11号 非農地証明願について7件、御審議いただきますよう、よろしく願い
いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないよう
でありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異
議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号 非農地証明願については非農地相
当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげ
ます。

議案書21ページを御覧ください。

1番は、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、
相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、1件御審議いただきま

すよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

令和5年4月28日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件については、問題の無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。

6ページの中段に、今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が37件、合計面積が 60,170.78平方メートルです。

次に7ページを御覧ください。

これは、農業用施設を申請地に建築するため、用途の区分変更を行うもので、農用地利用計画の4つの用途区分(農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地)の中で農地から農業用施設用地に変更するもので、1件、面積が155平方メートルです。

次に8ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り、農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1件、面積合計が449平方メートルです。

以上、議案13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてについて、御審議いただきますよう、よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

まず16条1項についてですが、資料2-1の2ページを御覧ください。

令和5年4月11日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和5年3月31日付けで事業者から香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるものです。

開発行為を行う土地の所在は高松市庵治町字尼ヶ坂2545番2外11筆の山林など4.0045ヘクタールです。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、発電出力1,995Kwの太陽光発電施設の用地造成工事を行うものです。

開発計画の内容は、3ページに記載のとおり、切土・盛土の施工及び防災施設として、水路、沈砂池、のり面緑化の施工を計画しているものです。

5ページに位置図を付しています。

6ページ以降には、土地利用計画図、縦横断面図を付しています。

4月25日に庵治地区担当委員と地区担当で現地調査を実施し、地区部会で協議した結果、下流域に農地が在ることを踏まえ、高松市長には、下段の案のとおり「開発行為に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

次に(みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第)18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申し上げます。

資料2-2の2ページを御覧ください。

令和5年4月11日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和5年3月29日付で事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市庵治町字葛原2703番地1の山林0.8588ヘクタールです。

4ページに位置図を付しています。

5ページ以降には土地利用計画図、断面図を付しています。

1ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、花崗土を採取し、跡地を資材置き場用地として造成するものですが、この度の変更は、採取の地盤において想定より浅い位置に岩盤が露出し、計画通りに掘り下げる

ことができず、開発行為を終了することに伴い防災施設の沈砂池および水路の計画を変更するものです。

4月25日に庵治地区担当農業委員、地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域に農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第14号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項及び第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申し上げます。

資料3を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、4月26日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は5月31日となっています。

一枚めくっていただきまして、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付の期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)については、異議のない旨回答する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第15号 農用地利用集積等促進計画(案)については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御説明申しあげます。

資料4をご覧ください。

1 ページの農業委員会の状況ですが、このページの数値は、一年前の令和4年4月1日現在の農業委員会の状況です。

1 は、農業委員、推進委員等、農用委員会の体制です。

2 は、それぞれの統計方法による農家や経営体の数、耕地面積の値となっています。

2 ページをお開きください。最適化活動の実施状況です。

1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積について、①の現状及び課題と②の目標は、昨年6月に4年度の目標として設定した数値です。

③の実績ですが、4年度中の担い手への新規集積面積が43ヘクタール、4年度末の農地面積が5,550ヘクタール、年度末の集積累計面積が1,635ヘクタールで、年度末の集積率は29.5パーセントでした。これは②で目標に掲げた32.5%に対して、達成率は90.8パーセントでした。

農業委員会の点検結果としましては、この枠内に記載のとおりです。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消について、①の現状及び課題と②の目標は、昨年6月に4年度の目標として設定した数値です。

②の目標のアのa、緑区分の年間解消目標面積は、20.0ヘクタールとなっています。

3 ページの一番上、b黄区分の遊休農地については、解消に向けて工程表を策定することとなっています。

これに対し、③の実績ですが、アのa、緑区分の遊休農地については4年度に解消されたものが36.1ヘクタールとなっており、目標に対して180.5%となっています。

また、bの黄区分の遊休農地に関しては、香川県農地機構へ情報提供は行っていますが、工程表の策定には至っておりません。

④のその他は、利用状況調査や利用意向調査の実施についての結果です。

農業委員会の点検結果としましては、この枠内に記載のとおりです。

(3)新規参入の促進について、①の現状及び課題と②の目標は、昨年6月に設定したものです。

目標は、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を23.8ヘクタールとしていますが、これは貸付先が未定の状態で、新規参入者への貸付も可能である農地について予め所有者の同意を取っておくというもので、その実績は4ページの③のとおり0ヘクタール

でした。

しかしながら、実際の新規参入者の状況は、（参考）にあるとおり、10経営体、6.6ヘクタールでした。

農業委員会の点検結果は、この枠内に記載のとおりです。

続きまして4ページの中段、2の最適化活動の活動目標です。

（1）の活動日数目標は一年前に定めた目標値です。

（2）活動強化月間については、目標も実績も年3回となっています。

5ページの（3）新規参入相談会への参加は、目標は年4回でしたが、実績は0でした。

4年度に新規参入相談会は頻繁に実施されましたが、技術面、資金面での相談が多く、農業委員、推進委員への出席要請はありませんでした。

5ページの目標の達成状況の評語ですが、これは農業委員会全体の成果に対する評価で、17点満点の10点で「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりました。

一番下の推進委員等の点検・評価結果は、主に個人の活動日数に基づくもので、委員の皆様には一生懸命活動日誌を書いて提出していただきましたが、30点満点の中、最も点数が高かった委員が14点で平均は約8点となり、残念ながら全員「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となりました。

6ページは、事務の実施状況です。

1は総会、部会の開催状況です。

2は農地法3条の許可事務で、174件の許可処理を行っており、平均処理期間は21日となっています。

3は、農地転用の許可事務で、4条・5条合わせて565件の許可処理を行っており、平均処理期間は40日です。

最後に4の違反転用への対応です。現状ですが、年度内に発見された違反転用は全て年度内に解消されているため年度末時点では0ヘクタールとなっています。

違反転用解消のために実施した活動内容としては、「違反転用者に対し、毎月、違反の是正の方向、是正までのスケジュール等に聞き取りを実施」としています。

令和4年度の違反転用解消面積は、ここでは2.7ヘクタールとしていますが、これは仮の数値です。これから更に違反の内容に応じて分類する必要がありますが、集計作業が間に合いませんでした。実際に報告すべき違反転用面積はこの半分以下の数値となる見込みですので、確定値ができましたら差替えさせていただきたいと思います。

以上、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御審議いただき、承認が得られましたら今月末を目途に市のホームページで公表させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。資料4を御覧ください。

期間としましては、令和5年4月7日から同年5月1日分までであります。

許可件数でございますが、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が3件、4月議決分といたしまして4条が5件、5条が20件、合計で4条が5件、5条が23件です。

許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、4月議決分といたしまして4条が1件、5条が9件、合計で4条が1件、5条が21件です。取下げにつきましては、5条関係の1月分で、1件ありました。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係では令和5年4月議決分の5番が、経済産業省認可の名義相続変更により、許可保留になっております。

2ページを御覧ください。

5条関係です。1月議決分の所有権25番が転用計画の変更により、取下になっております。次に、令和5年1月議決分の賃借権1番が、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。次に、令和5年3月議決分の所有権2番、7番、9番、10番、19番、20番、21番、22番、24番、25番、32番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和5年4月議決分の所有権1番、4番、5番、6番、7番、8番、15番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、法定外占用、道路工事承認未了、史跡等現状変更により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

同じく、4月議決分で、所有権19番、22番が表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、法定外占用により、現在、許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和5年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会